

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第 61 号
三重県流域下水道条例案について 1
- (2) 議案第 69 号
三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する
条例案について 7
- (3) 議案第 73 号
工事請負契約について 9
- (4) 議案第 74 号
工事請負契約の変更について 13

2 所管事項

- (1) 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案及び次期の『三重県行財政改革取組』（素案）に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答 15
- (2) 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答 16
- (3) 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）最終案について 17
- (4) 三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）中間案について 27
- (5) 次期三重県建設産業活性化プラン（仮称）中間案について 31
- (6) 県営住宅駐車場の管理について 35
- (7) 審議会等の審議状況 37

《別添資料》

- ・みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）《最終案》別冊資料編
数値目標一覧 県土整備部主担当分抜粋
- ・三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）（中間案）

令和元年 12 月 13 日

県 土 整 備 部

1 議案説明事項

(1)【議案第 61 号】三重県流域下水道条例案について

1 改正理由

流域下水道事業に地方公営企業法を適用するにあたり、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項その他必要な事項を定める必要があることから、三重県流域下水道条例の全部を改正するものです。

2 改正内容

改正の主な内容は以下のとおりです。

第1条（趣旨）

概要：地方公営企業法の規定に基づき、この条例で流域下水道事業の設置、経営の基本、管理について必要な事項を定めることを明らかにします。

第2条（流域下水道事業の設置）

概要：都市の健全な発達等に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置することを定めます。

第3条（法の財務規定等の適用）

概要：流域下水道事業に地方公営企業法の「財務規定等」を適用することを定めます。

第4条（経営の基本）

概要：流域下水道事業の経営の基本として経済性と公共性の2つの原則を定めます。

第5条（重要な資産の取得及び処分）

概要：地方公営企業法の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する重要な資産の取得及び処分について、次のとおり定めます。

予定価格（見積価額）が7千万円以上の

- ・不動産、動産の買入れ若しくは譲渡
- ・不動産信託の受益権の買入れ若しくは譲渡

※不動産の信託の場合を除き土地については1件2万㎡以上のものに係るものに限りま

第6条（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

概要：流域下水道事業の業務に従事する職員が故意又は重大な過失により物品等を亡失損傷させた場合等において、賠償責任を免除する場合の議会の同意を得なければならない賠償額を50万円以上と定めます。

第7条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

概要：流域下水道事業の業務に関し、負担付きの寄附等の受領、県の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する額を次のとおり定めます。

- ① 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が
7千万円以上のもの
- ② 県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が
100万円以上のもの

※自動車等の事故に関するものは自動車損害賠償保障法施行令第2条第1項第1号イに掲げる金額3千万円を超えるものとします。

第8条（業務状況説明書類の作成）

概要：流域下水道事業に関し、毎事業年度、公表が義務づけられている業務状況説明書類の作成について以下のとおり定めます。

- ① 「4月から9月末までの業務の状況」及び「前事業年度の決算の状況」を11月30日までに作成
- ② 「10月から3月末までの業務の状況」及び「属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針」を5月31日までに作成

第5条から第8条の内容は、法令に定めのあるもののほか、企業庁、病院事業庁と同じ金額・規定方法としています。

なお、改正前の条例で定めている「流域下水道の構造の基準」、「指定管理者による管理」などは、改正後の条例第9条以降で規定します。

3 条例の施行期日

令和2年4月1日

三重県流域下水道条例案の旧条例対照（抜粋）

三重県流域下水道条例（令和2年4月施行）【改正後】

三重県流域下水道条例【改正前】

三重県流域下水道条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、三重県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるとともに、流域下水道等の管理について必要な事項を定めるものとする。

（流域下水道事業の設置）

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第四条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業が処理する流域下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の名称、処理区及び処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。

名称	処理区	処理する区域の存する市町
北勢沿岸流域下水道	北部処理区	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町及び川越町
	南部処理区	四日市市、鈴鹿市及び亀山市
中勢沿岸流域下水道	志登茂川処理区	津市
	雲出川左岸処理区	津市
	松阪処理区	津市、松阪市及び多気町
宮川流域下水道	宮川処理区	伊勢市、明和町及び玉城町

三重県流域下水道条例

（趣旨）

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）及び下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）に定めるもののほか、流域下水道及び公園等の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 下水道法第二十五条の十第一項の規定に基づき、流域下水道を設置する。

2 流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。

名称	処理区	処理する区域の存する市町
北勢沿岸流域下水道	北部処理区	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町及び川越町
	南部処理区	四日市市、鈴鹿市及び亀山市
中勢沿岸流域下水道	志登茂川処理区	津市
	雲出川左岸処理区	津市
	松阪処理区	津市、松阪市及び多気町
宮川流域下水道	宮川処理区	伊勢市、明和町及び玉城町

三重県流域下水道条例案の旧条例対照（抜粋）

三重県流域下水道条例（令和2年4月施行）【改正後】

三重県流域下水道条例【改正前】

3 流域下水道に関する普及啓発を目的として付置する、北部処理区スポーツ広場、松阪処理区高須町公園及び宮川処理区スポーツ広場（以下「公園等」という。）の位置及び施設は、次のとおりとする。

名称	位置	施設
北部処理区スポーツ広場	三重郡川越町大字亀崎新田	テニスコート ゲートボール場
松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカーグラウンド せせらぎ公園 多目的広場 オートキャンプ場
宮川処理区スポーツ広場	伊勢市大湊町	テニスコート 多目的広場

（重要な資産の取得及び処分）

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第七条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの

（公園等の設置）

第三条 下水道に関する普及啓発を目的として、北部処理区スポーツ広場、松阪処理区高須町公園及び宮川処理区スポーツ広場（以下「公園等」という。）を設置する。

2 公園等の位置及び施設は、次のとおりとする。

名称	位置	施設
北部処理区スポーツ広場	三重郡川越町大字亀崎新田	テニスコート ゲートボール場
松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	テニスコート サッカーグラウンド せせらぎ公園 多目的広場 オートキャンプ場
宮川処理区スポーツ広場	伊勢市大湊町	テニスコート 多目的広場

三重県流域下水道条例案の旧条例対照（抜粋）

三重県流域下水道条例（令和2年4月施行）【改正後】

三重県流域下水道条例【改正前】

の及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のもの（自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）の事故による損害賠償の額の決定については、当該決定に係る金額が一件につき自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二条第一項第一号イに掲げる金額を超えるもの）とする。

（業務状況説明書類の作成）

第八条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- 一 事業の概況
- 二 経理の状況
- 三 前二号に掲げるもののほか流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

第九条 から 第三十三条まで
【本則を省略】

第二条の二 から 第二十五条まで
【本則を省略】

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三重県流域下水道条例（次項において「旧条例」という。）第四条第一項の規定により指定されている指定管理者については、

三重県流域下水道条例案の旧条例対照（抜粋）

三重県流域下水道条例（令和2年4月施行）【改正後】	三重県流域下水道条例【改正前】
<p>この条例による改正後の三重県流域下水道条例（次項において「新条例」という。）第十一条第一項の規定により指定されている指定管理者とみなす。</p> <p>3 この条例の施行の前日に旧条例の規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、新条例の相当規定によりなされた許可、指示、申請その他の処分又は手続とみなす。</p> <p>（三重県特別会計条例の一部改正）</p> <p>4 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	

改正後			改正前																							
別表第一（第一条関係）			別表第一（第一条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県港湾整備事業特別会計</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的		(略)	(略)		三重県港湾整備事業特別会計	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県港湾整備事業特別会計</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県流域下水道事業特別会計</td> <td colspan="2">下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）に基づく流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的		(略)	(略)		三重県港湾整備事業特別会計	(略)		三重県流域下水道事業特別会計	下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）に基づく流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。			
名称	設置目的																									
(略)	(略)																									
三重県港湾整備事業特別会計	(略)																									
名称	設置目的																									
(略)	(略)																									
三重県港湾整備事業特別会計	(略)																									
三重県流域下水道事業特別会計	下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）に基づく流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。																									
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>歳入とする収入</th> <th>歳出とする経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県港湾整備事業特別会計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	歳入とする収入	歳出とする経費	(略)	(略)	(略)	三重県港湾整備事業特別会計	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>歳入とする収入</th> <th>歳出とする経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県港湾整備事業特別会計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三重県流域下水道事業特別会計</td> <td>1 分担金及び負担金 2 国庫支出金 3 財産収入 4 一般会計からの繰入金 5 繰越金 6 借入金 7 付属諸収入</td> <td>1 流域下水道事業の実施に要する人件費、事業費及び維持管理費 2 借入金の償還金及び利子 3 その他の諸支出</td> </tr> </tbody> </table>	名称	歳入とする収入	歳出とする経費	(略)	(略)	(略)	三重県港湾整備事業特別会計	(略)	(略)	三重県流域下水道事業特別会計	1 分担金及び負担金 2 国庫支出金 3 財産収入 4 一般会計からの繰入金 5 繰越金 6 借入金 7 付属諸収入	1 流域下水道事業の実施に要する人件費、事業費及び維持管理費 2 借入金の償還金及び利子 3 その他の諸支出		
名称	歳入とする収入	歳出とする経費																								
(略)	(略)	(略)																								
三重県港湾整備事業特別会計	(略)	(略)																								
名称	歳入とする収入	歳出とする経費																								
(略)	(略)	(略)																								
三重県港湾整備事業特別会計	(略)	(略)																								
三重県流域下水道事業特別会計	1 分担金及び負担金 2 国庫支出金 3 財産収入 4 一般会計からの繰入金 5 繰越金 6 借入金 7 付属諸収入	1 流域下水道事業の実施に要する人件費、事業費及び維持管理費 2 借入金の償還金及び利子 3 その他の諸支出																								

(2) 【議案第 69 号】 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民法の一部改正に鑑み、連帯保証人が履行をする責任を負う「極度額」の規定を加えるとともに、不正の行為により入居した者の損害賠償金の算出に係る規定を整備するものです。

2 改正内容

連帯保証人に対して、従前は定められていなかった極度額を、「近傍同種の住宅の家賃の額の 18 月分に相当する額以下で、規則で定める額」とする規定を加えます。

あわせて、三重県営住宅条例については、不正の行為により入居した者の損害賠償金を算出する際に用いる利率に係る規定を「年五分の割合」から「民法の規定による法定利率」に改めます。

3 条例の施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(3) 【議案第73号】工事請負契約について

議案番号 第73号		工 事 請 負 契 約 に つ い て	
工 事 名	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事		
施 工 場 所	四日市市楠町北五味塚地先		
契 約 金 額	4,169,627,000円（消費税等含む）		
請 負 者 住 所 氏 名	津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間三重営業所 所長 横山 英樹		
契 約 工 期	議決日より905日間		
工 事 内 容	<p><u>共同企業体構成員</u></p> <p>四日市市高砂町8番29号 高砂建設株式会社 代表取締役 梅田 次男</p> <p>三重郡川越町大字亀崎新田51-1 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年</p>		
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価方式）		
入 札 状 況	年 月 日	令和元年9月3日	評価値 0.34493（最高値 0.34493 最低値 0.32630）
	業 者 数	4	価 格
回 数	1	予 定 価	4,466,163,900 円（消費税等含む） 4,060,149,000 円（消費税等抜き）

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年9月3日

工事番号 201917430043101473

工事名 平成31年度 国補北勢南部高率 第 1302- 1分0001号
北勢沿岸流域下水道(南部処理区) 南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事

施工場所 四日市市楠町北五味塚地先

入札者	第1回			備考
	入札額	標準点+加算点	評価値	
1 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体	3,790,570,000	130.75	0.34493	落札決定
2 前田・朝日土木・穂積特定建設工事共同企業体	3,790,580,000	130.12	0.34327	
3 大林・日本土建・丸谷特定建設工事共同企業体	3,790,580,000	130.12	0.34327	
4 戸田・アイトム・杉本特定建設工事共同企業体	3,980,000,000	129.87	0.32630	
<p>上記金額は、消費税および地方消費税(免税業者にあつては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた値を入札額(千万円単位)にて除した値(小数第六位切り捨て)です。</p>				

【議案第73号】

位置図

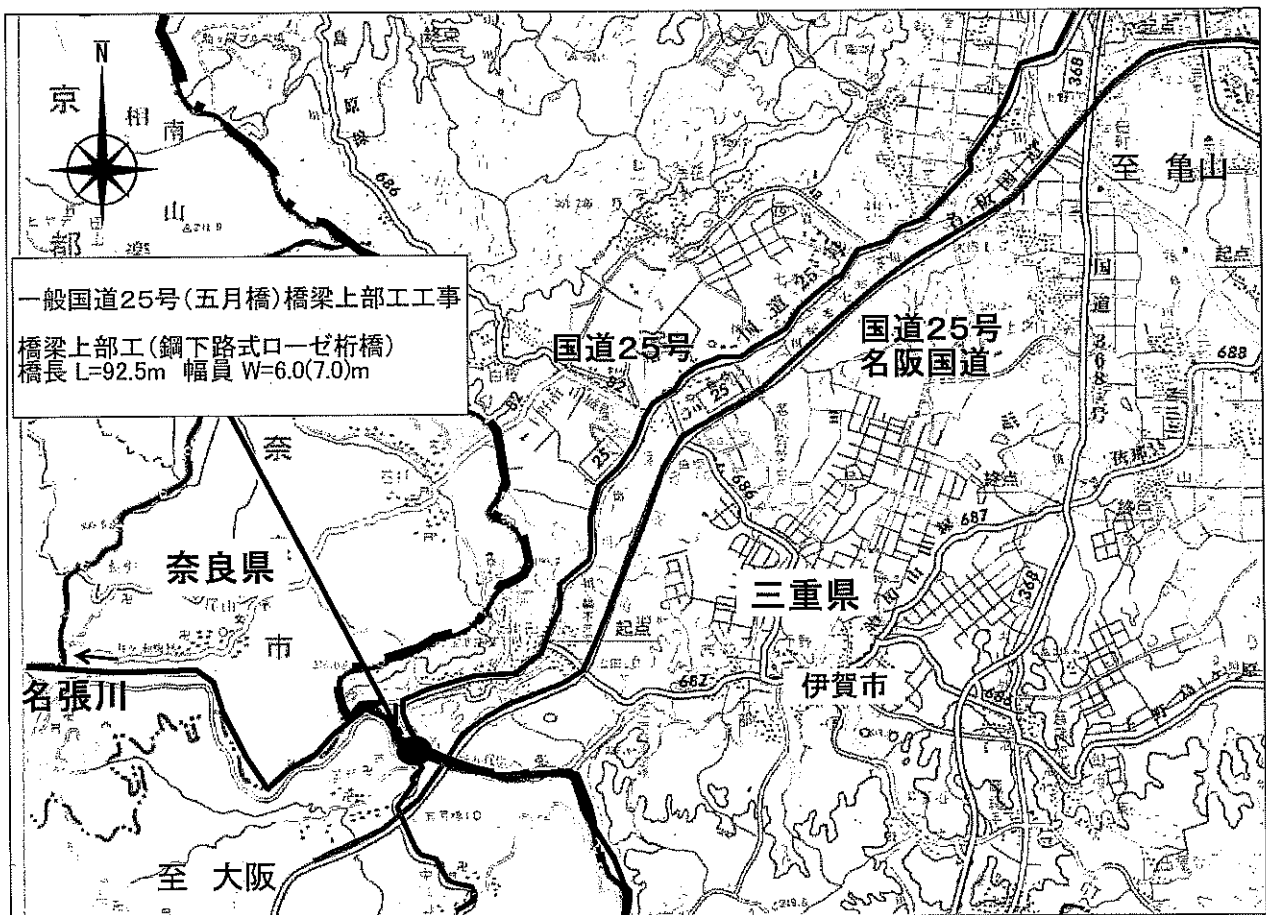
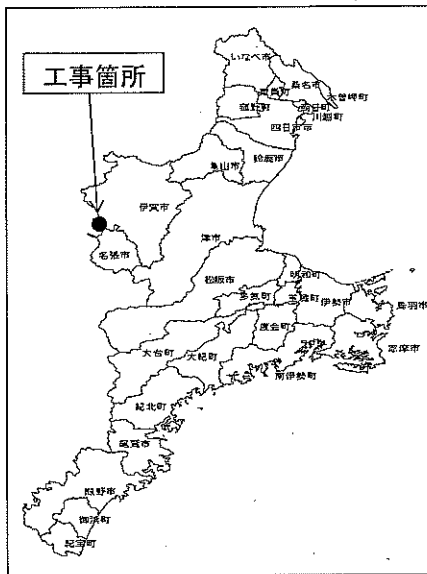


(4)【議案第74号】工事請負契約の変更について

議案番号 第74号 工事請負契約の変更について	
工事名	一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事
施工場所	伊賀市治田地内～奈良県山辺郡山添村遅瀬地内
契約金額	変更前 751,354,920円(消費税等含む) 変更後 759,447,560円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏
契約工期	平成30年3月22日 ～ 令和2年2月9日
工事内容	橋梁上部工(鋼下路式ローゼ桁橋) L=92.5m
変更理由	契約後、労務単価等が上昇したため、建設工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド」の規定に基づき増額するとともに、架設時におけるトラッククレーンの使用の際に、現況地盤が想定していた地耐力を有していないことが判明したため、敷鉄板を敷設したこと等による増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第74号】

位置図



2 所管事項

(1)『『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案及び次期の『三重県行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書』への回答

(総括的事項)

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
1 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)中間案について				
4	大規模自然災害への備えについて	防災対策部 県土整備部 農林水産部	<p>近年、全国で想定を超える台風や集中豪雨、これに伴う土砂災害、河川の氾濫などの大規模な災害が頻発し、県内でも甚大な被害が発生しています。</p> <p>また、政府が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率が「70～80%」に引き上げられていることから、大規模地震・津波への備えについても喫緊の課題となってきました。</p> <p>県では、住民の生命や財産を守るため、ソフトとハード両面から、防災・減災対策に取り組んでいます。大規模な自然災害への対策が一層重要になっています。</p> <p>つきましては、防災・減災に関し、県の総力を結集させた万全の備えを構築するため、変容し激化する自然災害への対策に遅れや漏れを生じさせないという視点から精査いただくことを要望します。</p>	<p>中間案においても、南海トラフ地震や頻発する風水害に備える、という観点から取組等を記載しているところですが、新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、防災・減災対策を検討していくことは重要であることから、内容を精査しました。</p> <p>引き続き、河川・海岸・土砂災害防止施設・治山施設の整備や橋梁・堤防・ため池・排水機場・漁港の耐震対策などのハード対策に加え、洪水浸水想定区域図の作成などのソフト対策等、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に進めてまいります。</p>

(2)「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営7	公共事業推進の支援	県土整備部	入札契約制度については、その公平性・透明性が確保されるように、総合評価方式の見直しも含め、状況の変化に応じた入札制度の改善と適切な運用を行われたい。	入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」および「三重県公共工事等総合評価意見聴取会」等における調査審議や、建設業団体等の意見もふまえ、さらなる公正性・透明性の確保ができるよう、状況の変化に応じた制度の改善と適正な運用に努めていきます。

(3) 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称) 最終案について

みえ県民カビジョン・第三次行動計画 (仮称)

《最終案》

県土整備部主担当分抜粋

(施策)

施策 1 1 3 災害に強い県土づくり

施策 3 5 1 道路網・港湾整備の推進

施策 3 5 3 安全で快適な住まいまちづくり

(行政運営の取組)

行政運営 7 公共事業推進の支援

施策113 災害に強い県土づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

現状と課題

- 令和元（2019）年台風第19号や平成30（2018）年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- 河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。

また、施設の維持管理について、県民の皆さんの参画や協力を得ながら進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

■ 基本事業2 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組みます。

■ 基本事業3 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組みます。

■ 基本事業4 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

■ 基本事業5 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）	242,300 戸	246,000 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）	109 河川	210 河川	洪水による浸水想定区域図を作成した河川数
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）	302 施設	314 施設	砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業による要配慮者利用施設、避難所の保全施設数
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	84.0%	93.0%	緊急輸送道路上の橋梁のうち、耐震対策を完了した橋梁の割合

施策351 道路網・港湾整備の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

現状と課題

- 新名神高速道路の県内区間全線開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。道路整備については、地域のニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。また、令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、道路整備が急務となっています。さらに、県内への誘客促進や地域活性化のため、東海環状自動車道および令和元（2019）年に全線事業化が実現した近畿自動車道紀勢線の早期整備に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保が全国的な課題となっており、道路利用者の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化の進行により維持管理コストの増大が予想されている橋梁等道路施設の効果的・効率的な修繕や、剥離が進んだ区画線の引き直しを実施する必要があります。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」を進める必要があります。
- 県管理港湾については、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかし、建設後50年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルートの機能を確保する取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

道路施設の機能向上にあたり、通学路の安全対策について、「通学路交通安全プログラム」に基づき、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めていくとともに、滋賀県大津市における園児の死亡事故を受け、未就学児の安全対策として園外活動の経路にある危険箇所を現地点検とその対策を講じていきます。

取組方向

■ 基本事業1 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

■ 基本事業2 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進めます。

■ 基本事業3 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所の現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進めます。

■ 基本事業4 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）	—	29.6km	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに修繕を完了した橋梁の割合
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）	240m	470m	県管理港湾において、更新を実施した岸壁等の延長

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープランに示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^{注）1}の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、土地利用や都市施設等に関する都市計画決定や、街路の歩道整備等、都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
- 県営住宅の適切な維持管理を進めるとともに、耐久性・省エネ性能等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行ってきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を楽しめる良質な住宅への転換や高齢者をはじめ住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向けて、建築主事を置く市と連携して、適法な新築建築物の確保とともに、既存建築物の適正な維持保全の促進に努めてきました。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のための周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。

また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した災害に強いまちづくりを進めます。

注）1 集約型都市構造：人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとする全ての人が暮らしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。

取組方向

■ 基本事業1 安全で快適なまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、新都市計画区域マスタープランを定めるとともに、それに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や電線類の地中化等による都市基盤の整備を実施します。さらに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民と連携した市町の景観づくりの取組の支援、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実に取り組みます。

■ 基本事業2 安全で快適な住まいづくりの推進

県営住宅および市町営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、長期優良住宅の普及や既存住宅のストックの活用を促進します。さらに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実に努めます。

■ 基本事業3 適確な建築・開発行政の推進

新築建築物等の完了検査の徹底や、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした定期報告制度^{注)2}により、建築基準法の遵守を促すとともに、都市計画法に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数(累計)	-	7区域	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制(区域区分)の基本方針および土地利用(用途地域、地域地区)や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定(変更)を行った都市計画区域の数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)	-	1,290m	計画期間内に街路における歩道および電線共同溝の完成が見込まれる箇所の合計延長
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	-	100%	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

注) 2 定期報告制度：一定規模・用途の建築物や昇降機等について、所有者等が専門技術を有する資格者に、その建築物の構造、建築設備、避難施設等を定期的に調査・検査をさせて特定行政庁(県知事や建築主事を置く市長)に報告する制度。

行政運営7 公共事業推進の支援

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 地域経済を取り巻く環境が厳しく、人口減少・高齢化の流れが加速する中、将来にわたり、地域の社会基盤の整備・維持管理や災害対応を担う建設企業の育成に取り組む必要があります。
- 令和元（2019）年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の担い手三法が改正され、働き方改革の推進や生産性の向上などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

公共事業の実施プロセスの公正性、透明性の確保など、公共事業の適正な実施に加えて、災害時の緊急対応や社会基盤の適切な維持管理を担う地域の建設企業を育成する取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 公共事業の適正な執行・管理

「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。

また、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

■ 基本事業2 公共事業を推進するための体制づくり

「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組み、公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域に貢献できる建設企業の育成に取り組みます。

また、週休二日制の拡大、施工時期の平準化およびICTの活用などを進めることにより、働き方改革の推進や生産性の向上に取り組むとともに、各種取組の拡大を市町へ要請します。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の適正化率	100%	100%	「三重県公共事業評価審査委員会」と「三重県入札等監視委員会」の調査審議において適正とされた割合の平均値

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の平準化率	75.0% (30年度)	80.0%	稼働契約額の月平均と4～6月期の平均稼働契約額の比率
入札参加者の地域・社会貢献度	84.0%	88.0%	総合評価方式における入札参加者の地域・社会貢献度を評価する評価項目の取得率

(4) 三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）中間案について

第1章 策定の趣旨

1 目的

三重県流域下水道においては、事業開始から一定期間が経過し、施設・設備の更新需要の発生や、東日本大震災の経験から震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす環境変化が生じています。

一方、流域下水道事業の主な収入は、利用者の方から下水道使用料を徴収している関連市町からの負担金や、建設時に国から交付される補助金（交付金）などに限られているため、効率的な維持管理や計画的な施設整備を行うなど、不断の経営改善の取組が求められています。

そこで、三重県流域下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくために、中長期的な経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「三重県流域下水道事業経営戦略」は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の施策「生活環境保全の確保」の基本事業「水環境の保全」における下水道整備の実行計画となります。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間の計画とします。

第2章 経営の基本

1 経営理念

公共性と経済性を両立させたいうで、公共用水域の水質を保全するためのサービスを将来にわたり提供することで、県民の皆さまが安全・安心で豊かな生活を営むための環境保全に貢献します。

2 ビジョン

時代の要請に的確に応え、生活の基盤として質の高いサービスを提供する公営企業を目指します。

3 ミッション

快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、関連市町と連携のもと、計画的かつ効率的に流域下水道整備を進めるとともに、流域下水道施設の適正な維持管理と健全な事業経営に取り組めます。

4 経営にあたっての行動機軸

常にコストを意識した効率的で効果的な経営を行い、関連市町や関係機関等との信頼を深め、現場重視を常に意識した事業を推進します。また、コンプライアンスの日常化に取り組み、職員一人一人がコンプライアンスを常に意識した業務推進を行います。さらに、危機管理等に関する意識が低下することがないよう、職員のリスク感性を高めます。

第3章 現状と課題

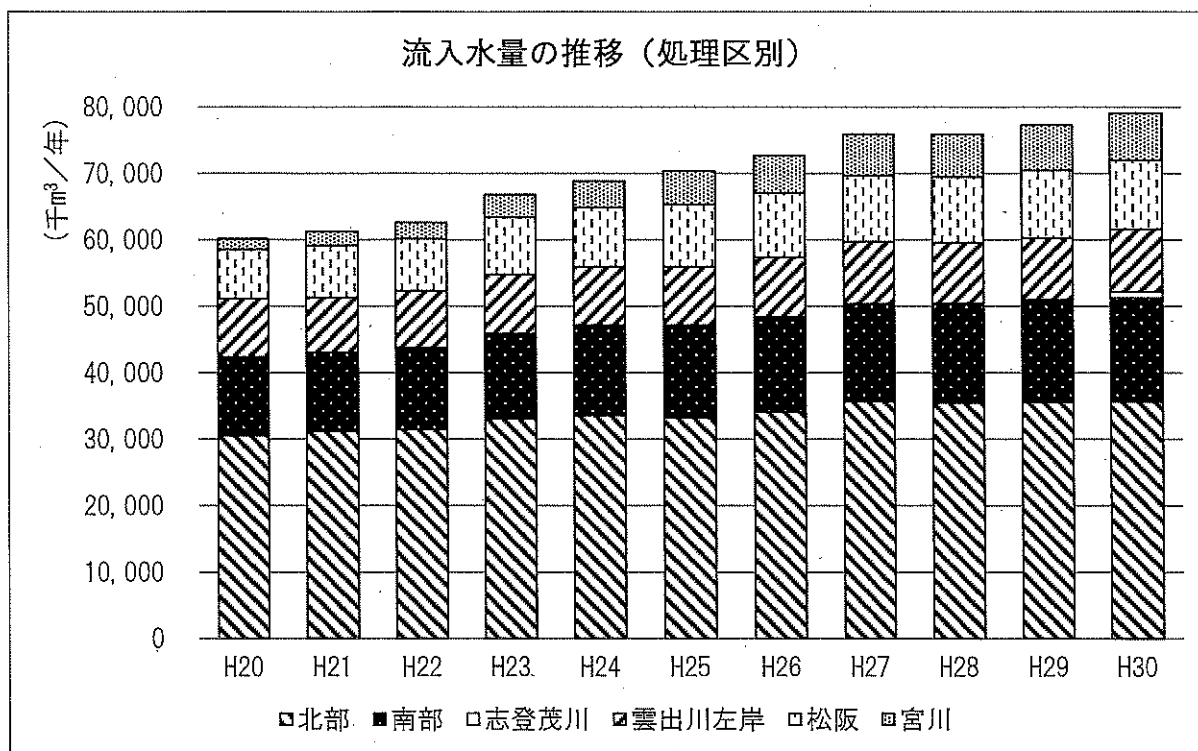
1 事業の概要

流域別下水道整備総合計画に基づき3流域6処理区の流域下水道を計画しており、平成30年度にはすべての処理区で供用開始となりました。

また、平成30年度末には県内の下水道処理人口普及率は54.9%まで向上し、その普及率の上昇につれ、流入水量は増加傾向を示しています。

施設管理の状況は、幹線管渠については、流域下水道事務所が管理・点検等を行い、浄化センターとポンプ場等については、公益財団法人三重県下水道公社が指定管理者制度に基づき管理・運営を行っています。

施設整備の状況は、浄化センターについては、6箇所全てが供用を開始し、幹線管渠は全長275.2kmのうち、平成30年度末の時点で、256.4kmの整備が完了しています。



流域下水道の整備状況

平成31年4月1日現在

流域 下水道名	処理区名	供用 開始 年度	処理能力 (千m ³ /日最大)		管渠延長(km)		処理区域
			全体計画	整備能力	全体延長	整備延長	
北勢沿岸	北部	昭和62	211.9	149.5	95.5	95.1	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菟野町、朝日町、川越町
	南部	平成7	109.5	64.6	39.4	39.4	四日市市、鈴鹿市、亀山市
中勢沿岸	志登茂川	平成30	46.7	11.3	27.9	26.4	津市
	雲出川左岸	平成5	60.7	40.2	12.2	12.2	津市
	松阪	平成10	92.2	39.0	53.7	53.1	津市、松阪市、多気町
宮川	宮川	平成18	75.4	26.8	46.5	30.2	伊勢市、明和町、玉城町
計			596.4	331.4	275.2	256.4	

第3章 現状と課題	第4章 今後の展開		
2 今後の見通しと課題	1 経営目標	2 経営目標達成に向けた取組	3 成果指標
<p>(1) 公共用水域の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及により、公共用水域の水質改善がみられる中、下水処理場への流入水量の増加や流入水質の変化に適切に対応し、水質管理を徹底する必要があります。 <p>(2) 下水道施設の整備</p> <p>ア 未普及対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連市町の公共下水道整備の進捗に合わせた、流域下水道施設の建設が求められます。 <p>イ 改築更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年劣化により改築、更新の対象となる施設数の増加が見込まれることから、効率的に取り組む必要があります。 <p>ウ 地震・津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害に備え、施設の耐震化を進めるとともに、津波による浸水が想定される施設の浸水対策を進める必要があります。 <p>(3) 健全な事業運営の持続</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の老朽化に伴い修繕費の増加が見込まれることから、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、健全な収支バランスを維持するため、維持管理負担金等の収入を確保する必要があります。 	<p>(1) 公共用水域の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通して下水道法等に基づく放流水質基準を遵守し、公共用水域の水質保全に寄与します。 <p>(2) 下水道施設の整備</p> <p>ア 未普及対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連市町の公共下水道整備の進捗に合わせ、処理場施設の増設、幹線管渠の延伸を計画的に進め、下水道普及のニーズに応えることを目指します。 <p>イ 改築更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設の改築・更新を行い、下水道サービスの安定した提供を目指します。 <p>ウ 地震・津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生に備え、施設の地震・津波対策に取り組み、災害に強い下水道の構築を目指します。 <p>(3) 健全な事業運営の持続</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の健全性を向上させるため、コスト削減等の経営改善のための取組を継続的に進めるとともに、地方公営企業法の一部(財務規定等)適用により、経営成績や財政状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化を図ります。 	<p>(1) 公共用水域の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 精度の高い水質検査を行い、その結果を運転管理にフィードバックすることで、きめ細かな下水処理を実施するとともに、目標放流水質を自主的に設定し、水質管理を徹底します。 栄養塩類管理運転について調査研究に取り組みます。 <p>(2) 下水道施設の整備</p> <p>ア 未普及対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連市町と連携を図りながら、工事の進捗に努めます。 <p>イ 改築更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三重県下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検及び改築更新を進めます。 <p>ウ 地震・津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三重県流域下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の耐震・耐津波対策を進めます。 <p>(3) 健全な事業運営の持続</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三重県下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に実施することで、改築事業費や修繕費の削減に努めます。 下水汚泥の処理について、有効利用の方法や処理費用の削減を検討します。 安定した経営を目指すため、関連市町と連携して、健全な収支バランスを維持できる維持管理負担金の設定について検討します。 	<p>公共用水域の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標放流水質の適合率(%) <p>下水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線管渠の延伸距離(km) 処理場増設の進捗率(%) 設備の更新率(%) <p>健全な事業運営の持続</p> <ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率(%) 企業債残高対事業規模比率(%)

第5章 経営戦略の推進

1 進行管理

経営戦略の着実な推進のため、経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理を行うとともに、3年から5年ごとに内容を見直すこととします。

2 意見聴取

経営戦略の推進にあたっては、関連市町などからの幅広い意見を聴取し、事業運営に活かしていきます。

【参考】今後のスケジュール

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 令和元年12月中旬
～令和2年1月中旬 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 令和2年3月中旬 | 2月定例会会議 常任委員会で最終案を説明 |
| ・ 令和2年3月下旬 | ホームページにより公表 |

(5) 次期三重県建設産業活性化プラン(仮称)中間案について

次期三重県建設産業活性化プラン(以下「次期活性化プラン」という。)について、新三重県建設産業活性化プラン(以下「現活性化プラン」という。)の検証を行い、外部有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「検討会議」という。)や建設業界との議論をふまえ、中間案を作成しました。

1 中間案について

(1) 将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業

(2) 計画期間

令和2年度から令和5年度

(3) 取組の方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえて、現活性化プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に、取組を進めます。

(4) 取組方針

- ① 技術の承継や新技術の活用に向けた取組
- ② 地域維持や災害対応への体制強化の取組
- ③ 担い手確保や労働環境改善の取組
- ④ 生産性向上への取組
- ⑤ 適正な利潤確保や安定経営への取組

2 今後の予定

- ・ 検討会議や建設業界と十分な議論を行い、具体的な取組を検討します。
- ・ 3月の常任委員会で最終案を提示し、本委員会の意見もふまえ、成案を策定します。

次期三重県建設産業活性化プラン（仮称）（中間案）

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業

計画期間

令和2年度～令和5年度

現活性化プランの検証

キーワード① 技術力

- 【取組1】他機関発注工事の受注を可能とする技術力
- 【取組2】技術力向上に向けた取組
- 【取組3】若手技術者が活躍する場の創出

○成果と残された課題

- ICT（情報通信技術）活用工事（土工）の試行の結果、作業工数が約30%削減され、生産性が向上する効果を確認できました。
- 県内建設企業の在職者を対象とした研修・資格取得の支援を行い、延べ907名が資格を取得しました。
- 若手技術者の登用を促進するため、技術者の工事実績を評価しない工事などを試行しましたが、熟練技術者が優先して配置されたことから取組が進みませんでした。

○改善のポイント

- ICT活用工事の試行拡大など、新技術の活用により生産性向上を図る必要があります。
- 技術力の維持向上は、将来にわたって建設企業が自ら取り組む必要があります。
- 若手技術者が減少するなか、若手の登用よりも若手の入職や、技術承継を支援する必要があります。

キーワード② 地域貢献

- 【取組4】建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進
- 【取組5】大規模災害発生後の復旧体制の確立

○成果と残された課題

- 地域維持型業務の拡大（道路除草業務を追加）により維持修繕工事に占める地域維持型JVの施工率が上昇し、地域の建設企業による包括的な維持修繕の促進に効果がありました。
- 建設業界の取組として組織的な災害対応訓練が実施されました。

○改善のポイント

- 地域維持型業務（工事）を拡大し、将来にわたり地域の維持修繕ができる体制を強化する必要があります。
- 組織的な災害対応訓練を継続し、大規模災害発生時に、応急復旧作業を迅速にできる体制を維持する必要があります。

キーワード③ 経営力

- 【取組6】計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善
- 【取組7】適正な利潤が確保できる入札制度への改善
- 【取組8】入職促進の取組
- 【取組9】完全週休二日制など労働環境改善の取組

○成果と残された課題

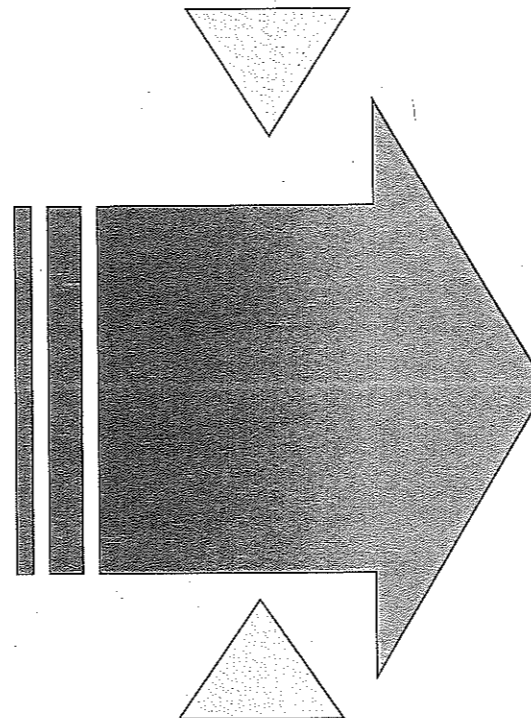
- 債務負担行為の活用や余裕期間設定工事の試行により、県発注工事の施工時期の平準化は一定図られました。
- 最低制限価格の上限撤廃などにより、落札率や売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の効果がありました。
- インターンシップや現場見学会への支援により、高校生の入職促進に努めましたが、若手入職は進んでいません。
- 週休二日制の試行工事の結果、現場閉所の取組は概ね達成できましたが、半数以上の労働者が他の現場に従事するなど休みが取れていない状況です。

○改善のポイント

- 施工時期の平準化の取組を継続するとともに、市町工事の施工時期の平準化を促進し生産性向上を図る必要があります。
- 入札制度の改善により、引き続き適正な利潤確保や安定経営を図る必要があります。
- 教育機関と連携し担い手確保（入職促進）に取り組む必要があります。
- 週休二日制工事を順次拡大するとともに、市町発注工事の取組を促進し労働環境の改善に取り組む必要があります。

建設業の現状と課題

- 担い手の確保と技能、技術の承継が喫緊の課題。
- 災害等の緊急対応ができる体制の維持継続が必要。
- 県内建設業の平均完工高が減少し経営は厳しい状況。
- 建設業は全産業と比べ長時間労働の状況であり、働き方改革への対応が必要。



新・担い手三法（発注者の責務）

- 働き方改革の推進
 - 適正な工期設定
 - 施工時期の平準化
 - 適切な設計変更
- 生産性向上への取組
 - 情報通信技術の活用等による生産性の向上
- 災害時の緊急対応強化
 - 緊急性に依じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択

次期活性化プランの取組の方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえて、現活性化プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

次期活性化プランの取組方針

①技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術・技能の承継や新技術の活用の取組を進めます。

- ICT試行工事の拡大
- 若手技術者への技術承継 など

②地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

- 地域維持型業務の改善
- 災害対応訓練の促進 など

③担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

- 週休二日制工事の試行拡大
- 建設キャリアアップシステムの活用 など

④生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

- 施工時期の平準化
- ICT試行工事の拡大 など

⑤適正な利潤確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤確保や安定経営に向けた取組を進めます。

- 予定価格事後公表の試行
- 安定した受注の確保 など

(6) 県営住宅駐車場の管理について

1 現状

本県では、県営住宅 20 団地で駐車区画を整備しており、そのうち 14 団地の駐車場において使用料を徴収しています。

この駐車場は、三重県営住宅条例（以下「条例」という。）に共同施設としての位置付けはあるものの、使用料の徴収についての規定が整備されていないため、行政財産の目的外使用の手法を用いて使用料を徴収しています。

2 課題・問題点

令和 2 年 4 月 1 日に施行される改正民法では、契約内容の明確化や賃貸借契約における借主の保護が求められていることから、その趣旨を踏まえ、県営住宅の駐車場の賃貸借に関する法律関係を明確にするためには、条例に駐車場の使用料の徴収など、駐車場の管理に関する規定を整備する必要があります。

また、現在徴収している駐車場の使用料についても、近隣の民間駐車場使用料を考慮した使用料に改定するとともに、使用料を徴収していない団地においても新たに徴収する必要があります。

3 処理方針

条例に駐車場の管理に関する規定を整備します。

また、整備する規定に基づき使用料を改定するとともに、6 団地において新たに使用料を徴収します。

4 今後のスケジュール

駐車場の管理に関する規定の整備について、条例案を令和 2 年 2 月定例会月会議へ提出するとともに、令和 2 年 10 月から適用します。

(7) 審議会等の審議状況（令和元年9月18日～令和元年11月24日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和元年11月5日
3 委員	会 長 松本 幸正 委 員 仲林 真子 他17名
4 諮問事項	いなべ準都市計画区域の指定
5 調査審議結果	・諮問事項について、原案どおり答申された。 ・三重県都市計画区域マスタープランの改定について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和元年11月15日
3 委員	委員長 安食 和宏 委 員 木下 誠一 他5名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路事業（（主）四日市鈴鹿環状線（采女）） ・広域河川改修事業（二級河川 三滝川） 公共事業事後評価実施事業 ・道路事業（（主）神戸長沢線） ・総合流域防災事業（二級河川 桧山路川）
5 調査審議結果	・再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 ・事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	